

## 若者版・市民協働事業サポート業務 プロポーザル仕様書

### 1 業務名

若者版・市民協働事業サポート業務

### 2 業務目的

若者版・市民協働事業提案制度に事業提案を検討する若者団体、及び採択された提案事業を実施する若者団体に対して総合的なサポートを行うことにより、当該制度の円滑かつ効率的な運営に寄与することを目的とする。

### 3 見積金額上限額

1,100千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 5 若者版・市民協働事業提案制度 概要

若者団体から身近なまちづくりに取り組む事業提案を募集し、審査の上採択された提案事業について、市が負担金を交付するとともに、若者団体、サポート団体（＝受託者。以下、受託者という）、市の三者協働で取り組む。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響で、スケジュール等は変更になる場合があります。

#### (1) 事業提案の募集 令和3年6月～11月

- ① 市が公募を行い、若者団体からの事業提案を受け付ける。
  - ・ 令和4年2月末日までに終了する事業を対象とし、若者団体は事業開始日の前々月末日までに提案するものとする。
  - ・ 令和3年6月から11月までの募集期間中、事業提案は随時受け付けるが、予算の上限に達し次第募集を締め切る。
- ② 事業提案にあたっては事前相談を必須とし、市は若者団体から申し込みがあった際は、随時日程を調整し、受託者同席のもと事前相談を行うものとする。
- ③ 市は、事業提案があった翌月に若者団体のプレゼンテーションによる審査を行い、採択提案事業を決定する。

#### (2) 提案事業の実施 令和3年8月～令和4年2月

採択された提案事業について、若者団体、受託者、市の三者協働で取り組む。

#### (3) 事業成果の発信 事業終了後～令和4年3月

- ① 提案事業を実施した若者団体は、事業実施報告書等を作成し、市へ提出する。
- ② 受託者は、実施した提案事業を紹介する事業成果発表動画を作成し、市へ提出する。
- ③ 市は、事業成果発表動画の公開等、事業成果についての情報発信を行う。

## 6 業務内容

受託者は、若者版・市民協働事業提案制度に事業提案を検討する若者団体、及び採択された提案事業を実施する若者団体に対して、事業の提案から実施、報告まで総合的なサポートを行うものとする。

下記事項についての業務は必須とし、効果的な運営体制や手法等を分かり易く提案すること。また、下記に記載のない事項でも本事業の目的を達成するための業務で、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは積極的にこれを提案するものとする。

### (1) 事業提案支援

- ① 市が行う事前相談に同席し、若者団体へ助言を行う。
- ② 事前相談を行った若者団体が、事業提案を検討する場合は、事業について「ニーズの把握」「アイデア・先進性」「協働の要素」「事業効果」「実現性・計画性」「持続性・発展性」の観点から助言を行い、事業提案書、事業収支予算書等の記載方法、事業提案プレゼンテーションについての支援を行う。
- ③ 若者団体が事業提案を行うにあたって、関係機関へのヒアリングや情報交換、及び協力要請が必要となった場合は、市と協議の上必要な支援を行う。
- ④ その他、事業提案支援を行うにあたり必要な支援、及び支援に掛かる経費の支出を行うこと。事前相談や事業提案支援の件数は、若者団体からの申し込み状況により定まる。

### (2) 事業実施支援

- ① 審査により提案事業が採択され若者団体が事業を実施する場合は、実施にあたっての支援、関係機関への連絡調整を行い、事業完了まで総合的なサポートを行う。
- ② 採択決定から事業完了まで、若者団体と少なくとも月に2回以上双方向のやり取りが可能な打ち合わせの場（対面・オンライン等）を設け、必要な支援を行う。
- ③ その他、事業実施支援を行うにあたり必要な支援、及び支援に掛かる経費の支出を行うこと。事業実施支援の件数は、審査結果により定まるが、3件から6件程度とする。

### (3) 事業報告支援

- ① 事業完了からの日から60日以内若しくは令和4年3月15日までのいずれか早い日までに若者団体が市へ提出する事業実施報告書、事業収支決算書等の記載方法についての支援を行う。
- ② 事業完了後の提案事業の継続や発展に向けた助言や支援を行う。
- ③ その他、事業報告支援を行うにあたり必要な支援、及び支援に掛かる経費の支出を行うこと。事業報告支援の件数は、若者団体の事業実施状況により定まるが、3件から6件程度とする。

### (4) 事業成果発表動画作成

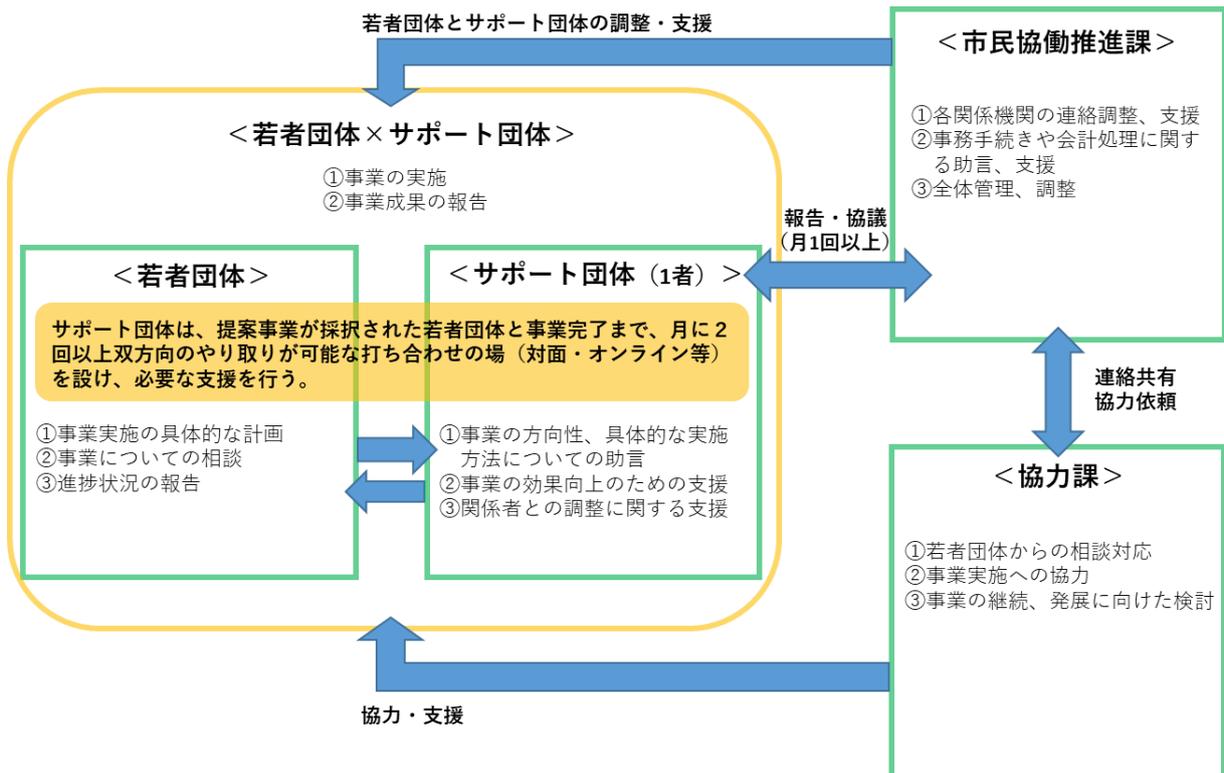
- ① 全ての実施事業について、事業内容や成果を紹介する事業成果発表動画を作成し、令和4年3月15日までに市へ提出する。
- ② その他、事業成果発表動画を作成するにあたり必要な支援、及び支援に掛かる経費の支

出を行うこと。動画を作成する事業件数は、若者団体の事業実施状況により定まるが、3件から6件程度とする。

#### (5) 報告・協議

業務委託期間中、市へ月に1回以上業務の実施状況を報告し、制度についての検討や、提案事業の実施方法及び支援方法について、市と協議を重ねながら進めること。

#### ※実施体制のイメージ図



## 7 業務委託料の支払い

業務完了検査後、完了払いとする。

ただし、事業提案の応募状況や審査の結果、実施に至る提案事業の件数が3件未満であった場合は、双方協議の上変更契約を締結し、決定した額を支払うものとする。なお、業務委託料（消費税及び地方消費税相当額を含む）の額は、実施に至る提案事業が2件であった場合 900千円、1件であった場合 700千円、実施に至らなかった場合 400千円、を基本とする。

## 8 秘密保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 9 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、市に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

## 10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、仙台市個人情報保護条例を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務において広報等を行う場合にあっては、市からの受託業務であることを明示すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 受託者は新型コロナウイルス感染症予防のために必要な対策を講じること、併せて、委託者から指示がある場合は指示内容に応じた対策を講じること。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。